

旅行報告書

会派名 市政創造クラブ

会派代表 岩阪 雅文

令和3年11月12日

旅行者氏名	旅行者氏名
岩阪 雅文	湊上 茂樹

下記の用務で旅行しましたので報告いたします。

記

1. 期日 自：令和3年11月8日（月）
至：令和3年11月10日（水）

2. 旅行先及び用務

旅行先	目的
鳥取県日野郡日南町 日南町国民健康保険日南病院	地方公営企業繰出金（総務副大臣通知） と交付税算定額の取り扱いについて
広島県尾道市 尾道市立総合医療センター 公立みつぎ総合病院	地方公営企業繰出金（総務副大臣通知） と交付税算定額の取り扱いについて

令和3年11月12日

令和3年度 会派調査研究視察報告書

市政創造クラブ

代表 岩阪 雅文
 渊上 茂樹

令和3年11月8日（月）から11月10日（水）まで、鳥取県日南町・日南町国民健康保険 日南病院及び広島県尾道市・公立みつぎ総合病院へ会派調査研究視察を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 事業名

- 地方公営企業繰出金（総務副大臣通知）と交付税算定額の取り扱いについて

2. 目的

- 令和3年度水俣市当初予算において公営企業会計への繰出金が大幅に削減されたことに因み、毎年度総務副大臣からの通知と交付税の関係を視察調査すること。

3. 場所

- ① 鳥取県日野郡日南町・日南町国民健康保険日南病院
- ② 広島県尾道市・尾道市立総合医療センター 公立みつぎ総合病院

(2) 事業書別

① 日南町国民健康保険日南病院



②

実施日時	視察先	鳥取県日野郡日南町
令和3年11月8日(月)	担当者	事業管理者 中曾森政 事務部長 福家寿樹



日南病院研修風景

報告

1. 日南町国民健康保険日南病院の概要

① 日南病院は、昭和37年4月の開設から出発し、日南町で地域医療を支える唯一の病院である。過去には地域内に7つの診療所があったが、今は歯科診療所1カ所のみである。

「町は大きなホスピタル」として事業を展開している。

開設診療科目は内科、外科を始め、鳥取大学医学部などからの応援を得て、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、皮膚科の合計7科の診療体制をとっている。

院内での診療のみならず、高齢化時代の到来を予測して訪問診療・訪問看護などを推進し、“出かける医療”を模索、実践していることが日南病院の特徴のひとつである。

日南町では、高齢になっても自宅で暮らすことができるようにと、在宅支援会議、地域包括ケア会議の創設、運営などを通じて、保健・医療・介護・福祉の統合を図り、生活支援への取り組みを続けている。日南病院も参画しその一翼を担っている

② 開設者は町長、平成 17 年 4 月地方公営企業法全部適用する。町の三役（町長・副町長・病院事業管理者）は、病院出身者である。

③人口と高齢化率

昭和 25 年国調の人口ピークで 16,045 人となっていたが、令和 3 年 10 月末現在で 4,284 人となっている。

高齢化率は 2015 年 49.2%となっており、現在は 50%を超えている状況である。

④地理的条件

鳥取県の南西部に位置し、島根県、広島県、岡山県と接している・
鉄道は、伯備線があり、瀬戸内海と日本海を結んでいる中間点にある。
高速道路が通っていない。一般国道がある。

2. 病院事業への繰出金

①総務副大臣通知について

地方公営企業法の第 17 条の 2（経費の負担の原則）、第 17 条の 3（補助）、第 18 条（出資）、第 18 条の 2（長期貸付け）について説明があった。

今回の繰出金については、第 17 条の 2（経費の負担の原則）第 1 項第 1 号の「その性質上地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」、第 2 号の「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」等が総務副大臣通知中の「なお、一般会計がこの基本的な考えに沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するもの」としております。

日南病院は、令和 3 年度の地方公営企業繰出金について（通知）中の病院事業分として項目別に

- 1 病院の建設改良に要する経費
- 2 へき地医療の確保に要する経費
- 3 不採算地区病院に要する経費
- 11 救急医療の確保に要する経費
- 17 経営基盤強化対策に要する経費
 - (3) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費
 - (4) 公立病院改革の推進に要する経費

その他

- 3 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費
- 4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

を、普通交付税分 130,506 千円と特別交付税分 173,930 千円、交付税合計 304,436 千円を繰り入れております。

なお、鳥取県内の自治体病院は、総務副大臣の通知のとおり、繰出し金は算定されていると思っている。

②令和 3 年度 一般会計繰入金明細書（別紙 3-①）

他会計負担金	医業分	約 6,700 万円、	医業外分	約 35,500 万円
計		約 42,200 万円		

②尾道市立総合医療センター 公立みつぎ総合病院

実施日時	視察先	広島県 公立みつぎ総合病院
令和3年11月9日(火)	担当者	経営企画課 宮崎裕也 医事課 亀岡隆文



公立みつぎ病院研修風景

報告

1. 公立みつぎ総合病院の概要

① 特徴

理念は「地域包括ケアの実践と地域包括ケアシステムの構築及び住民のための病院づくり」としている。

地域包括システムを一言でいえば「医療にとどまらず、保健（予防）・介護・福祉を一体的に提供するシステム」であり、また、病院にとどまらず、介護関連施設、在宅との連携を目指すこととしている。

公立みつぎ総合病院を核とした地域包括ケアシステム
(保健・医療・介護・福祉の連携・統合システム)

行政部門
(保健福祉センター
地域包括支援センター)

併設

病院
(急性期病棟
回復期リハビリ病棟
緩和ケア病棟
訪問看護ステーション等)

併設

保健福祉総合施設
(介護施設群等
リハビリセンター)

在宅ケア

地域住民

2. 病院事業への繰出金

①総務副大臣通知について

日南病院と同じように、地方公営企業法の第17条の2（経費の負担の原則）、第17条の3（補助）、第18条（出資）、第18条の2（長期貸付け）について説明があった。

今回の繰出金については、第17条の2（経費の負担の原則）第1項第1号の「その性質上地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」、第2号の「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」等が総務副大臣通知中の「なお、一般会計がこの基本的な考えに沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するもの」としております。

公立みつぎ総合病院は、満額を総務副大臣通知のとおり頂いていると認識している。と思うが、第17条の2について日南病院と異なった解釈をしていた。

公立みつぎ総合病院は、昭和54年から平成24年まで黒字経営が続いていたが公会計制度に切り替えた平成26年度に大幅2億1千万円の欠損金を出し利益と欠損の繰返しを行っているためか、不足を生じた場合の補填をすることではないかとも考えている。

しかしながら、添付のように、一般会計からの第17条の2負担金に相当額は、近年5か年間は毎年6億6千万円から令和2年度7億2千万円となっている。

②収支状況（別紙5 - ①）

3. その他

①患者数の減少に悩んでいる。

外来患者数は平成17年から大幅に減少して平成22年まで続いたが、以降は下げ止まりである。平成22年からは入院患者数は下がったままである。

これは、尾道市との合併が平成17年に行われていること。尾道自動車道と山陽自動車道が平成22年に接続され共用開始されたことも原因の一つではないかと考える。

尾道市に20を超える診療科（内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、アレルギー科、精神科、脳神経内科、外科、血管外科、整形外科、形成外科、リウマチ科、小児科、脳神経外科、肛門外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、眼科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、救急科）がある尾道市立病院がある。

<所 感>

① 日南町国民健康保険日南病院・公立みつぎ総合病院への繰出金・負担金について

各都道府県知事への地方公営企業繰出金（通知）（別紙）のなお書き以降の、「一般会計がこの基本的な考えに沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものです・・・」とあることを踏まえ、地方交付税に含まれているものと判断し繰出金は一般会計が負担するための経費としている。

一般会計からの負担については、地方公営企業法 第17条の2（経費の負担）により、第1項の第1号の「経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」、第2号の「経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」、として通知書の病院事業に要する経費を要求し満額認められている。

日南病院は鳥取県下の繰出金・負担金の取り扱いは同じ様であるが、「町は大きなホスピタル」と言われるように町内に唯一の病院であるため、医療政策としても継続的支援を行なっている。また、市長、副市長、病院事業管理者が病院出身とあって、市と病院との関係が円滑に続いていることもある。

公立みつぎ総合病院は、ゴールドプランから始まり、病院に行政部門（保健福祉センター、地域包括センター）、保健福祉総合施設（介護施設群等（リハビリセンター））を併設している。地域包括ケアシステムの先駆者として有名なところである。合併と公会計制度等に伴い損益が変化しているが地方都市の目指す医療・介護・福祉体制を実践しているところである。

人口減少化の公営企業繰出金は、自治体病院の存続のための当然の負担金であることを確認した。